大津市特定旅館建築規制条例施行規則(第2条)チェックシート

	項目	概 要	判定	備	考
		1 垂下物が門等にないこと			
	玄関が外部から内部を見通すことができ、かつ、営業時間中自由に出入りできる構造	2 空・満室及び休憩、宿泊料金について表示がないこと			
第1項 第1号		3 原則として一般道路に面し、客が自由に出入りできるものであること			
		4 出入口は分りやすく、かつ客室に直接通じていないこと。			
		5 必ず、通過する共用の玄関があること。			
		6 外部から内部を見通せること。			
		1 車を遮蔽する設備がないこと。			
第2号		2 客と対面可能な構造であること			
		3 開放された駐車場であること。			
	対面して受付を行う玄関帳場、カウンタ 一式のフロント等	1 フロントを通らずして、客室の選定・誘導が出来る施設を有しないこと。			
第3号		2 玄関、ロビー、フロントが一体構造であり、オープン方式である。			
		3 受付台はそのホテルの規模に応じて、適当な大きさであること。			
	自由に利用することのできるロビー、応 接室、談話室等を有する構造	1 広さについては、新風営法に適合させること。			
第4号					
37 4 7		3 客数に相応の広さを有していること。(宿泊者以外の者でも利用が可能で			
		あること)			
第5号	帳場、フロント等から各客室に通じる通	1 意図的に客同士等が顔を合わせないような構造としないこと。			
3,7 0 13	常の廊下、階段、昇降機等が共用の構造				
		1 面積については、新風営法に整合させること(注1)			
		2 宿泊者以外の利用のため、必要に応じて案内・出入口・精算設備を有する			
第6号	食堂、レストラン又は喫茶室及びこれら	こと			
	に付随する厨房、配膳室を有する構造	3 座席は宿泊客定員の8割以上の者が同時に食事のとれる数を確保するこ			
		と。			
		4 厨房の規模は、客席部分の面積の1/3以上とすること。			
	ロビー又は食堂等の共用の施設の付近				
第7号	に便所及び洗面室等が設けられている 構造				

第8号	会議、宴会、催物等に使用することがで きる会議室、宴会場、催場等を有する構	1 一般客が利用しやすい場所で、原則として1階ロビー付近又は2階とする。	
	造	2 各部屋の規模は、30㎡以上とすること。	
第9号	1人で利用できる客室及び3人以上で利用できる客室が、相当数ある構造	1 シングルルームは 25 m以下(浴室・便所・化粧室・通路・寝室等を含む) とし、かつ全客室数の 1 / 2 以上を有すること。また、そのベッドサイズはシ ングル又はスリークォーターとすること。	
第 10 号	ダブルベットを備える客室の数が全客 室数の3分の1以下である構造		
第 11 号	客の性的感情を刺激しない、清そな内装、照明、装飾品等の内部設備	1 浴室(脱衣室を含む)の内部が当該浴室の外から見える構造でないこと。 2 廊下と客室との境に設ける扉とは別に、寝室と廊下との間に扉を設置しないこと。 3 客室内の床面の高さは、廊下の床面の高さと同一であること。 4 屋内の各部分の内装は、過度な凹凸・曲面・傾斜等は避けて、けばけばしい色彩は用いないこと。 5 屋内の各部分の照明は、適度の照度を保つこと。	
第 12 号	付近の教育環境その他の生活環境を損なわない清そで素朴な形態、意匠、色彩 その他の外観	1 ネオンサイン及び看板は固定式とし、点滅・電飾等の移動式としないこと。 2 色彩は、白を基調として3色以内とすること。 3 門柱等のエクステリアは、周辺環境に一致したものであり、奇抜な色彩・ 形態を有しないこと。 4 外壁は、主として植栽等で整備するなど威圧感を与えないものとし、周辺 景観との整合性を図ること。	
第2項	前項第1号から第7号までに掲げる構造 及び設備は、当該旅館等の収容人員に相 応した規模のものであって、宿泊又は休 憩に利用する客以外の客においても利 用できるものでなければならない。		

(注1)

収容人員	30 人以下	食堂面積	30 m²	ロビー	30 m²
IJ	31~50 人	"	40 m²	"	40 m²
IJ	51 人以上	11	50 m²	11	50 m²